

## ○ジュニア・カデットキョルギ強化指定選手選考基準

ジュニアおよびカデットカテゴリーにおける強化指定選手の選考基準について、以下のとおり定める。

### 1 選考対象者

#### (1) 選考対象者の要件

選考対象者は、下記3(2)に定める選考実施日（以下「選考実施日」という。）現在、次の①から⑦をすべて満たした者とする。

- ① 当協会に個人会員として登録している日本国籍を有する者
- ② 生年月日が選考当該年においてジュニアまたはカデットのカテゴリー区分となる者
- ③ 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ④ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ⑤ その心身の健康状態等に照らし、年度内の大会に参加できる見込みのある者
- ⑥ 当協会強化計画に沿って活動出来る者
- ⑦ 強化指定選手として選考される意思を有する者

#### (2) 選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が上記(1)①から⑦のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。ただし、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、上記(1)①から⑦に関係する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

### 2 選考基準

(1) 原則として各カテゴリー各階級3名以内とし、次の(2)から(4)に従って選考する。

(2) 以下の①から④の一以上を満たす者の中から選考する。但し、以下の①から③に該当していても、選考実施日から直近に開催した、当協会が主催する全日本ジュニアテコンドー選手権大会または全国少年少女選抜テコンドー選手権大会の何れにも出場していない者は選考から除外する（強化委員会にて承認を受けて欠場した場合を除く）。

- ① 世界ジュニア選手権大会、ユースオリンピック世界予選または世界カデット選手権大会における8位内入賞者（但し、シードや不戦勝のみによる8位内入賞者は除く）。
- ② アジアジュニア選手権大会またはアジアカデット選手権大会における3位内入賞者（但し、シードや不戦勝のみによる3位内入賞者は除く）。
- ③ 選考実施日前年から選考実施日までに開催されたWTが定める世界ランキングポイントが付与される各種国際オープン大会の、ジュニアまたはカデットカテゴリーにおける3位内入賞

者。

- ④ 選考実施日から過去1年間で当協会が主催する全国少年少女選抜テコンドー選手権大会における3位内入賞者。
- (3) 一の階級で上記(2)①から④の基準を満たす者が複数存在する場合、上記(2)①、②、③、④の順に選考する。
- (4) 上記(2)①から④の各基準に該当する者が複数存在する場合は、①②においては入賞順位の上位者を、③においては大会グレードの高い大会において入賞した者を選考する。

### 3 選考方法

- (1) 選考は、原則として毎事業年度1回行う。
- (2) 選考実施日は、直近の全日本少年少女選抜選手権開催日とする。
- (3) 上記2(2)①または②の基準については、そのカテゴリーの年齢期間中、有効とする。
- (4) 強化委員会は、選考実施日に本選考基準に従って強化指定選手の選考を実施し、その結果を理事会に上程。理事会決議を経て確定する。
- (5) 前項の決議は、選考実施日後、直近で開催される理事会にて審議するものとする。

### 4 対象期間中における強化指定選手の追加

- (1) 強化委員会は、次の場合においては、上記3(2)で定める選考実施日に関わらず、必要に応じて理事会決議を経て強化指定選手を追加選考することができる。
  - ① 対象期間中に強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合
  - ② 強化指定選手以外の選手が上記2(2)①から③に定める基準を新たに満たした場合
  - ③ 全日本ジュニアテコンドー選手権大会または公式国際大会のジュニア（またはカデット）日本代表選考会において、強化指定選手以外の選手が優勝した場合
- (2) 前項による理事会決議は、重要度や緊急度に応じて遡及適用による事後承認も可とする。

### 5 参考選手

- (1) 上記2(2)に定める基準には及ばないが、今後の活躍が期待できる選手について、強化委員の推薦により「参考選手」として全日本の強化事業（合宿・大会派遣等）に招集することができる。
- (2) 参考選手の選考・招集は強化委員会内での決議事項とし、理事会での決議は不要とする。
- (3) 参考選手が強化事業に参加する際に係る費用については、原則、全額自己負担とする。

### 6 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、強化指定選手の発表日から7日以内に、不服申立規程に従って、不服を申し立てることができる。

## 7 強化指定の解除

次の一に該当した場合、強化委員会および理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし⑤については、理事会での決議は不要とする。

- ① 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ② アンチ・ドーピング規程違反を犯した場合
- ③ 強化指定選手として不適切な行動や言動を行った場合
- ④ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑤ 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

以上

(附則)

- 1 この選考基準は、2016年9月1日から施行する。

(附則) 2020年6月1日改正

- 1 2020年6月1日の理事会において承認された改正は、同日から適用する。
- 2 2020年6月1日付改正に伴い、2019年2月2日に制定された「キョルギ・カデット強化指定選手選考基準」は廃止する。